

諮詢庁：厚生労働大臣

諮詢日：平成30年2月13日（平成30年（行情）諮詢第85号）

答申日：平成30年6月4日（平成30年度（行情）答申第89号）

事件名：人事記録（特定職員のもの）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「人事記録（特定職員の分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月15日付け愛労発総0915第2号により、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

開示決定処分の取消しを求める。

法5条6号ニに該当しない。

第3 謝問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年8月18日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「人事記録（特定職員の分）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、平成29年9月15日付け愛労発総0915第2号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、平成29年11月13日付け（同日受付）で、本件審査請求を提起したものである。

2 謝問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において、法5条6号ニに基づき、その一部を不開示としたところであるが、法の適用条項を法5条1号に改めた上で、原処分を維持することが妥当であると考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求に係る行政文書は、「人事記録（特定職員の分）」である。

処分庁には、特定の名字の職員が複数名所属しているが、請求者が開示請求書を持参した際に対応した職員を指定して開示請求を行ったため、当該職員に係る勤務記録や任命権者等が記載された「人事記録」を本件対象文書として特定した。

(2) 本件対象文書の不開示情報該当性について

「人事記録」には、人事管理のために必要な情報として、特定職員の氏名、本籍、性別、生年月日、学歴、試験・資格、研修の名称及び期間、表彰及び公務災害に関する事項が記載されているほか、勤務記録事項として採用からの勤務経歴や給与に関する記録等、当該特定職員に関する詳細な経歴等の情報が記載されている。

これらの情報は、法5条1号の個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名その他の記述により、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イからハのいずれにも該当しない。

したがって、本件対象文書について、開示請求内容から明らかな当該特定職員の氏名に係る部分を除き、不開示とした原処分の判断は妥当である。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「当該不開示情報は法5条6号ニに該当しない」旨主張しているが、本件不開示情報該当性については、上記3(2)で示したとおりであり、本件結論に影響を及ぼすものとは認められない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、不開示情報該当性について、法5条1号に改めた上で、原処分を維持することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月13日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月2日 審議
- ④ 同年5月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「人事記録（特定職員の分）」である。

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条6号ニに該当するとして不開示

とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、法の適用条項を法5条1号に改めた上で、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

人事記録は、全体として、特定職員にかかる法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、人事記録に記載された情報は、公務員の人事に関し記録された情報であって、公務員の職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ハに該当しない。また、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イにも該当せず、さらに、同号ただし書口に該当する事情も認められない。

また、原処分において特定職員の氏名が開示されていることから、法6条2項の部分開示はできない。

したがって、原処分において不開示とされた部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号ニに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 菅葉裕子、委員 渡井理佳子